平成２６年（フ）第３９２号
札幌市清田区平岡４条１丁目３番１号　マ・メゾン平岡Ａ―８号
破産者　日影舘一也
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５０号
札幌市白石区南郷通２丁目北２番14号、住民票上の住所札幌市白石区南郷通２丁目北２番12号
破産者　豊嶋　法道
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８１号
札幌市手稲区新発寒６条４丁目12番３号
破産者　氏家　　正
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１４号
盛岡市南仙北１丁目24番45号　コーポ高橋101号、旧住所盛岡市肴町３番３―802号
破産者　武田まき子
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１４１号
仙台市宮城野区松岡町20―65　サンパレス松岡町202号室、開始決定時の住所盛岡市南仙北１丁目24番45号　コーポ高橋101号
破産者　武田　真一
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２１２号
宮城県岩沼市松ケ丘４丁目１番地の４―202
破産者　佐藤　和浩
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
栃木県栃木市薗部町２丁目４番８号、開始決定時の住所栃木県栃木市河合町４番５号
破産者　坂尾　一士
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第２４号
栃木県栃木市薗部町２丁目４番８号、開始決定時の住所栃木県栃木市河合町４番５号
破産者　坂尾　立美
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２９号
群馬県桐生市錦町１丁目１番13号、破産手続開始決定時の住所群馬県桐生市新宿３丁目10―９　シティーハイツリバティー102
破産者　鈴木　雅也
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１１１号
栃木県足利市小俣町3990番地203
破産者　森田　桃子
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第１９７号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目13番29号　ビュークレスト弐番館303
破産者　橋本　　洋
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
埼玉県八潮市緑町３丁目６番地１　シュロス松之木102、旧住所埼玉県八潮市大字八條1787番地
破産者　吉田　和文
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２１０号
埼玉県越谷市南越谷２丁目４番31号　アプリコットハイツ201号
破産者　赤間　俊也
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
埼玉県草加市神明１丁目４番19―105号
破産者　上村　祐喜
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２４４号
埼玉県草加市神明１丁目４番19―105号
破産者　上村　美枝
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２４６号
埼玉県春日部市樋堀269番地３、旧住所埼玉県さいたま市見沼区大字東宮下471番地５
破産者　林　　康裕
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
住所秘匿、旧住所埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸1373番地１
破産者　小林　清美
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
新潟市西蒲区巻甲4411番地２、住民票上の住所新潟市西蒲区巻甲2505番地
破産者　佐藤　治彦
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部